

## 業務委託契約書

株式会社コナン（以下「甲」という）と株式会社ジン（以下「乙」という）とは、第2条に定める業務（以下「当該業務」という）の委託について次のとおり取り決め、業務委託契約を締結する。

### 第1条（目的）

甲は当該業務を乙に委託して委託料を乙に支払うことを約し、乙は当該業務についてこれを受託し、誠実に遂行することを約する。

### 第2条（当該業務の内容）

甲が乙に委託する当該業務の内容は以下の各号のとおりとし、業務内容の詳細については、甲乙にて別途協議により決定する。

- (1) 商品等の保管業務
- (2) 商品等の封入・封緘業務
- (3) 商品等の梱包及び発送業務
- (4) その他前各号に付帯関連して甲が指示する業務

### 第3条（個人情報）

1. 乙は、当該業務を甲から受託するにあたって、甲が所有する個人情報の開示を受ける場合には、当該個人情報（以下、「当該個人情報」という）を以下の通り取り扱うものとする。
  - (1) 乙は、自己の役員または従業員の中から、当該個人情報の取り扱い及び保護に関する責任を有するものを定め、乙及び乙の従業員（アルバイト、パート、日雇い、派遣社員等を含む）に当該個人情報に関する秘密を保持させるものとする。
  - (2) 乙は、事前に甲の承諾を得ることなく、当該個人情報を第三者に開示、提供してはならないものとする。
  - (3) 乙は、当該業務の遂行その他甲の認めた目的以外のいかなる目的にも当該個人情報を利用してはならないものとする。
  - (4) 乙は、事前に甲の承諾を得ることなく、当該業務の遂行に合理的に必要な範囲を超えて当該個人情報を複写、複製、改変してはならないものとする。
2. 乙は、甲から要請があったとき、または当該業務が終了したときは、当該個人情報（複製物を含む）を直ちに甲に返却し、または自らの責任で消去、廃棄する。

3. 乙は、当該個人情報消去、廃棄するときは、復元不可能な状態とし、個人情報が判別できないよう必要な処置を施すことにより、他者へ流出することがないよう留意しなければならない。

#### 第4条（委託料及び支払い条件）

1. 甲は乙に対して、別紙1に基づき甲が発注した当該業務の委託料を支払うものとする。
2. 乙は毎月末日に前項の委託料を締めて甲に請求書を翌月5日までに送付し、甲はその請求書に基づいて翌月末日（金融機関休業の場合はその前日）までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

#### 第5条（委託料の改定）

甲及び乙は、この契約の存続期間中に租税公課の増減、その他一般経済情勢に著しい変動があった場合は、甲乙協議により第4条の委託料を改定することができる。

#### 第6条（報告義務）

乙が商品等の入庫に際し損傷または甲の申出数量と異なる等の異常を発見した時、あるいは当該業務遂行中に商品等が損傷滅失した時、乙は甲に対して、直ちにその状況を報告しなければならない。

#### 第7条（履行不能の処理）

乙は、天災地変その他のやむを得ない事由により、本契約について履行不能もしくは履行遅滞の事態が発生した場合、またはその恐れのある場合には、遅滞なく甲に対して通知するものとする。

#### 第8条（損害賠償）

1. 甲または乙が本契約のいずれかの条項に違背した場合、その相手方は被った損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む）の賠償を請求することができる。但し、第7条に定める天災その他やむを得ない事由による場合はこの限りではない。
2. 前項の損害賠償責任には、間接損害、逸失利益及び予見可能性の有無を問わず特別事情に基づく損害は含まれない。

#### 第9条（機密保持）

別途、機密保持契約書に定めるものとする。

#### 第 10 条（再委託）

乙は、甲の承諾を得ることにより、当該業務の一部を自らの責任において第三者に再委託することができる。但し、この場合、乙は当該再委託先に対し、前条に定める機密保持義務を遵守させるものとする。

#### 第 11 条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、本契約から生ずる権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保の用に供してはならない。

#### 第 12 条（契約の任意解除）

甲または乙がこの契約を解除する場合は 3 ヶ月前までに書面により相手方に通告するものとする。但し、甲乙双方協議の上、合意した場合にはこの限りではない。

#### 第 13 条（契約の強制解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は何ら催告も要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立て、手形交換所の取引停止若しくは租税公課の滞納その他滞納処分を受け、又はこれらの申立て、処分、通知を受けるべき事由が生じた場合。
- (2) 支払停止の状態に陥り又は破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てを受け若しくはこれらの申立てをした場合。
- (3) 合併によらず解散した場合。
- (4) 本契約の約定に違反した場合。
- (5) 財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じたと相手方が認めた場合。

#### 第 14 条（期限の利益喪失）

甲または乙は、自己が前条各号のいずれかに該当した場合、相手方に対する債務について期限の利益を喪失し、全ての債務を一括して履行する。

#### 第 15 条（有効期限）

本契約の有効期間は本契約締結後 1 年間とする。但し、期間満了 3 ヶ月前迄に甲乙いずれからも書面による更新拒絶の意思表示がない限りさらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

第 16 条 (合意管轄)

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条 (協議事項)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた場合には、信義誠実に協議して、円満解決を図るものとする。

第 18 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲または乙が次の各号のいずれか一つに該当した場合、相手方は、何ら催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
  - ① 自ら第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言動、業務妨害等の行為を行ったとき。
  - ② その役員または使用人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
2. 本条に基づき解除権を行使した当事者は、解除によって相手方に損害が生じた場合であっても、当該損賠を賠償する責を負わない。
3. 本条は、本条に基づき解除権を行使した当事者による、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

以上、本契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 5 年 6 月 1 日

甲：東京都千代田区大手町 1-1-1  
株式会社コナン  
代表取締役コナン 印

乙：東京都新宿区西新宿 2-3-4  
株式会社ジン  
代表取締役 ウオッカ 印